

愛知・名古屋 2026 大会ビジュアルアイデンティティ基本計画 策定業務委託基本仕様書

1 業務名

愛知・名古屋 2026 大会ビジュアルアイデンティティ基本計画策定業務委託

2 事業趣旨

アジア競技大会及びアジアパラ競技大会（以下「愛知・名古屋 2026 大会」という。）の大会ビジュアルの統一を図り、ブランディングを明確化することで、大会ブランド価値の向上を図る。

3 業務目的

本業務は、今後制作予定の大会ルック（大会開催期間前・中に、大会会場や公共空間を、装飾や映像などで彩るために使用されるデザイン）や案内用のサイネージなどの各種デザイン制作をする際の指針となる「コアグラフィックス」（大会をイメージする色・図形・文字といった要素を整理し、そのデザインコンセプトをビジュアルで表現したもの）について定めた『ビジュアルアイデンティティ基本計画』等を策定するものである。

これにより、愛知・名古屋 2026 大会のデザイン制作を統一的な考え方のもと実施し、大会ビジュアルの統一を図ることを目的とする。

4 業務内容

受託者は、「3 業務目的」を踏まえ、次の業務を実施すること。

(1) ビジュアルアイデンティティ基本計画の策定

愛知・名古屋 2026 大会に係る色・図形・文字といった要素を整理し、そのデザインコンセプトをビジュアルで表現した「コアグラフィックス」を制作し、『ビジュアルアイデンティティ基本計画』として取りまとめる。

また、「コアグラフィックス」について、組織内外に周知を図るため、そのデザインテーマ・コンセプトについてまとめた資料も合わせて制作すること（日・英2か国語）

※ビジュアルアイデンティティとは…

大会のブランド価値やコンセプトを目に見える形で表現し、視覚を通して訴えかけるものとしたデザインの要素全般。「コアグラフィックス」を始め、エンブレムやマスコット、大会ルック、サイネージなどが有機的に作用し、観客、視聴者、選手、大会関係者、大会スポンサーといったあらゆるステークホルダーに対して、大会の特別感を視覚的に印象づけることが可能となる。

【策定に係る留意事項】

- ・ 本業務で制作する「コアグラフィックス」は、会場における大会ルックやサイネージのほか、ピクトグラム、シティドレッシング、ユニフォーム、ライセンス商品等の愛知・名古屋 2026 大会に関するあらゆるデザイン制作の指針となるため、これらのデザイン制作や商品開発への展開のしやすさについても考慮すること。

また、使用する色や図形、字体や文字の大きさに配慮し、誰にでも見やすく、視認性のよいデザインを制作すること。

- ・ 愛知・名古屋 2026 大会の開催意義や大会コンセプトを十分に理解し、既存のアジア競技大会のエンブレム・スローガンの他、現在制作の検討を進めている大会マスコットやアジアパラ競技大会のエンブレム・スローガン等との親和性なども考慮

して業務を進めること（状況については隨時、組織委員会から提供予定）。

なお、現時点では組織委員会が有する知的財産は、別紙1「第20回アジア競技大会知的財産保護マニュアル」のとおりであるが、デザインの要素としてこれらの知的財産を使用する場合は、別紙2「第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）大会エンブレム・大会名称・大会スローガンスタイルガイド」を参照して適切に使用すること。

- ・ 愛知・名古屋2026大会におけるアジア競技大会及びアジアパラ競技大会は、近接した時期に連続して実施される大会であるが、大会の権利を有する主催団体を異にしており、「コアグラフィックス」のほか、大会ルック等のデザインはそれぞれに制作する必要がある（大会終了後は、各主催団体に著作権等の知的財産に関する権利を譲渡する必要あり）。

しかし、各大会が全く異なるデザインで運営された場合、開催費用が増大する原因となるばかりか、ブランド価値向上のシナジーが得られないことになるため、各大会のビジュアルアイデンティティには共通項を持たせ、大会間の転換のしやすさや開催費用の削減効果も考慮し、運動したものとなるようにすること。

- ・ 制作に必要な画像等の素材を使用する場合は、組織委員会が準備可能なものを除き、必要に応じて受託者において用意・購入すること。
- ・ 組織委員会と隨時、デザインの見直しなどの諸調整を行うこととし、組織委員会の最終承認をもってデザインを確定させること。
- ・ 成果物の納品にあたっては、PDF形式のほか、イラストレーター(.ai)などによる編集可能な形式でも納品すること。

（2）大会ブランドマニュアルの策定

既存の知的財産保護マニュアル（別紙1）を改訂し、大会ブランドを保護し、その価値を保持・向上させることを目的として、『大会ブランドマニュアル』を策定する。

【策定に係る留意事項】

- ・ アジア競技大会及びアジアパラ競技大会の各大会で、別冊のマニュアルとするほか、下記の対象者毎にそれぞれマニュアルを策定すること。
 - ① 開催都市（愛知県及び名古屋市）
 - ② 会場所在自治体及び県内自治体
 - ③ 国
 - ④ NOC（JOC・JPC）
 - ⑤ 競技連盟
 - ⑥ 報道機関
 - ⑦ その他大会ブランドマニュアルを周知すべき対象者
- ・ マニュアルには、以下に記載する項目を掲載すること。
 - ① 大会に関する知的財産
 - ② 大会知的財産に関する法的保護
 - ③ アンブッシュ・マーケティングの防止
 - ④ 大会知的財産の使用例・注意事項
 - ⑤ その他ブランド保護・ブランド価値向上にあたって記載すべき事項
- ・ 成果物の納品にあたっては、PDF形式のほか、イラストレーター(.ai)などによる編集可能な形式でも納品すること。

5 業務の実施体制

(1) 実施体制

- ・受託者は、統括責任者を筆頭に、適正に人員を配置し、本業務を遂行するにあたり必要な体制を構築すること。なお、受託者は、本業務の実施にあたって、組織委員会内の調整のほか、自ら関係者（開催都市やOCA・APC等）と協議し、責任をもって業務を推進することが可能な体制を構築する必要がある点に留意すること。
- ・組織委員会との連絡・調整が速やかに行うことができるよう、業務担当者のうち少なくとも1名以上を常駐で愛知県内に配置すること。

(2) 組織委員会（マーケティング課ブランド・チケッティングG）への人的支援

- ・組織委員会と連携して円滑に業務を推進するため、本業務の費用の中で、下表の専門性のある人材を最低2名、組織委員会に出向させること（出向に際しては、組織委員会と協議した上で、対象者を決定すること）。

なお、組織委員会内における常勤・非常勤は問わないが、組織委員会の職員として、関係者と直接、協議・調整が可能な者であること。

【人的支援に係る対象者】

項目	人数	出向の時期 (予定)	実施業務・必要な能力
プロデューサー (プロジェクトマネージャー)	1人	契約締結直後 (組織委員会協議後)	<ul style="list-style-type: none">・『ビジュアルアイデンティティ基本計画』の策定に関するプロデュース及び業務マネジメントを行うこと。・大会ブランドマニュアル策定に関するプロデュース及び業務マネジメントを行うこと。・業務に関する組織委員会内における調整及びそれに伴う資料作成を行うこと。・業務に関するOCA・APC等との協議及びそれに伴う資料作成を行うこと。・『ビジュアルアイデンティティ基本計画』を踏まえた愛知・名古屋2026大会における各種制作物のデザイン監修を行うこと。・国際スポーツ大会等の大規模イベントにおけるブランド制作に関する業務の経験があることが望ましい。・英語ができることが望ましい。
ディレクター (デザイナー)	〃	〃	<ul style="list-style-type: none">・『ビジュアルアイデンティティ基本計画』の策定及びこれに関するデザインを行うこと。・大会ブランドマニュアルの策定及びそのデザインを行うこと。・業務に関する組織委員会内における調整及びそれに伴う資料作成を行うこと（補助）。・業務に関するOCA・APC等との協議及びそれに伴う資料作成を行うこと（補助）。・『ビジュアルアイデンティティ基本計画』を踏まえた愛知・名古屋2026大会における各種制作物のデザイン監修を行うこと（補助）。・国際スポーツ大会等の大規模イベントにおけるブランド制作に関する業務の経験があることが望ましい。・英語ができることが望ましい。

6 業務の実施期間

契約締結の日から 2024 年 3 月 29 日(金)まで

7 実施報告書の提出

「4 業務内容」に掲げる業務終了後、業務全体に係る実施報告書を提出すること。

(1) 提出方法

- ・紙媒体（表紙A4サイズ）4部
- ・電子データ（実施報告書のほか、「4 業務内容」で制作した成果物をまとめたもの）

(2) 納期

2024年3月29日（金）

(3) 納品場所

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会マーケティング課
(愛知県名古屋市中区三の丸三丁目2番1号 愛知県東大手庁舎4階)

8 留意事項

(1) 業務の進め方及び進捗状況の報告等

- ① 受託者は、業務開始に合わせて必ず組織委員会と打合せを実施することとし、その後も個別業務の実施に合わせて適宜打合せの場を設け、組織委員会の承認を得てから業務を実施すること。
- ② 業務実施に際しては、必ず業務スケジュールを示し、TOD0の管理をするなどその進捗について共有を図ること。
- ③ 本業務の実施に際し、組織委員会その他の関係者と打合せを実施した際は、必ず議事録を作成し、速やかに共有を図ること。
- ④ 受託者は、本業務の目的を十分理解し、愛知・名古屋2026大会の大会ブランド価値を高め、国際競技大会にふさわしい水準において業務を推進すること。
- ⑤ 受託者は、本業務の遂行にあたって、法令・条例等のほか、開催都市契約、憲章、その他大会関係者から示されるガイドライン等を遵守すること。
- ⑥ スポーツ庁の「大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方検討プロジェクトチーム」が策定した『大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方に関する指針』を参照の上、受託者として透明性・公正性（利益相反取引や報告義務など）に留意し、業務を行うこと。
- ⑦ 受託者は、本業務の遂行にあたって、組織委員会において既に決定している事項や、今後決定される事項、その他組織委員会から必要に応じて示される事項等を踏まえて、成果物の策定・制作及び必要なスケジュールの調整を行うものとする。
- ⑧ 受託者は、本業務の実施に当たって疑義が生じた場合、組織委員会の指示を仰ぎ、その指示に従うものとする。
- ⑨ 受託者は、組織委員会からの依頼があった場合は、本業務に係る説明等を補助するため、組織委員会その他の主催する会議等に出席し、説明を行うものとする。

(2) 資料の貸与等

- ① 組織委員会は、業務に必要な資料を受託者に貸与する。
- ② 組織委員会は、受託者が本業務を履行するにあたり、業務に必要とされる知識を付与し、受託者の求めに応じて必要な事項を説明しなければならない。また、受託者は、組織委員会から依頼があった場合は、組織委員会の指定する職員に対し

委託業務を履行するために必要な知識の付与を行わなければならない。

- ③ 受託者は、貸与された資料を管理し、その使用を終えたときは速やかにこれを組織委員会に返却しなければならない。

(3) 権利処理

- ① 愛知・名古屋2026大会に関する全ての権利は大会主催者であるOCA及びAPC並びに組織委員会に帰属しており、受託者は、本業務の遂行にあたりその権利を侵害してはならない。
- ② 本業務で制作する成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含み、これに限らない。）は、組織委員会に譲渡されるものとし、その対価は委託金額に含まれるものとする。
- ③ 受託者は、組織委員会及び組織委員会が指定する第三者に対して、本業務で作成する成果物に関する著作者人格権（公表権、同一性保持権、氏名表示権）を一切行使せず、また第三者がかかる権利を行使しないよう受託者の責任と負担の下で権利処理を行うものとする。
- ④ 本業務の成果物に使用される文芸、美術等一切の著作権、第三者の肖像権、プライバシー権その他一切の権利及びカメラマン、デザイナー、アートディレクター、コピーライターその他本業務に関する全ての者に関する権利の処理は、全て受託者の責任と負担で行い、本業務の成果物の著作権が何ら問題を生ずることなく完全な状態で組織委員会に帰属するよう措置するものとする。
- ⑤ 委託期間に関わらず、今後、本業務のために制作されたイラスト、デザイン、撮影された写真等の素材データの行使に関するあらゆる二次使用料については、委託金額に含まれるものとする。
- ⑥ 組織委員会は、成果物の内容を受託者の許可なく自由に公表することができる。
- ⑦ 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、組織委員会が利用目的実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意するものとする。
- ⑧ 関係者その他第三者から異議、苦情の申立、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理するものとする。

(4) その他

- ① 仕様書に定めのない事項については、受託者と組織委員会で協議を行うものとする。
- ② 組織委員会が、本業務を履行するために必要であり、かつやむを得ないと認めるときは、受託者と協議の上、契約内容及び仕様書の内容を変更することができる。この変更によって、業務の一部が削除された場合、組織委員会は契約金額を変更することができる。